

リフラクトリーセラミックファイバーの健康障害防止対策

今回の改正で、表示対象物、特定化学物質の管理第2類物質に位置づけられるとともに、特別管理物質になりました。

有害性・性状・用途

主な有害性 (発がん性、その他の有害性 (GHS区分1のもの))	性状	用途の例
リフラクトリーセラミックファイバー※		CAS No. 142844-00-6
発がん性：国際がん研究機関 (IARC) 2B(ヒトに対する発がんの可能性がある) その他：特定標的臓器毒性(反復ばく露) 呼吸器	無臭の繊維状の固体、平均繊維径2~4 μm (1000℃以上に加熱された時に、表面の一部が遊離けい酸 (結晶質シリカ) の一種であるクリストバライトに、徐々に変化する)。シリカとアルミナを主成分とした非晶質の人造鉱物繊維。	炉のライニング材、防火壁保護材、高温用ガスケット・シール材、タービン、絶縁保護材、伸縮継手への耐熱性充填材、炉の絶縁材、熱遮蔽板、耐熱材、熱によるひび割れ目のつぎあて、炉・溶接+溶接場のカーテン

※アルミナファイバー (アルミナ繊維) (CAS No.675106-31-7)、アルカリアースシリケートウール (AES繊維) (CAS No.436083-99-7)等は含まれない。

容器・包装への表示 (ラベル) (安衛法第57条、安衛則第30、32、33条、別表第2)

<平成27年11月1日から適用>

リフラクトリーセラミックファイバー、これを重量の1%以上含有する製剤その他の物を容器・包装に入れて譲渡、提供する場合は、容器・包装に次の事項の表示が必要です。

表示事項

- ①名称 ②成分 ③人体に及ぼす影響 ④貯蔵または取扱い上の注意
⑤氏名 (法人にあってはその名称)、住所、電話番号 ⑥注意喚起語 ⑦安定性及び反応性 ⑧標章

※主として一般消費者の生活の用に供するためのものは除外

※平成27年11月1日時点で既に存在する物については、平成28年4月30日までは適用除外

※平成28年5月31日以前に譲渡し、又は提供する場合は、改正労働安全衛生法 (平成26年法律第82号) 施行前の規定に基づく上の①~⑧の表示事項が必要

文書の交付等 (SDS) (安衛法第57条の2、安衛則第34条の2、34条の2の4、別表第2の2)

リフラクトリーセラミックファイバー、これを重量の0.1%以上含有する製剤その他の物を提供する場合は、安全データシート (SDS) の交付などにより次の事項の通知が必要です。

通知事項

- ①名称 ②成分及びその含有量 ③物理的および化学的性質 ④人体に及ぼす作用
⑤貯蔵または取扱い上の注意 ⑥流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
⑦氏名 (法人にあってはその名称)、住所、電話番号 ⑧危険性または有害性の要約
⑨安定性及び反応性⑩適用される法令 ⑪その他

※主として一般消費者の生活の用に供するためのものは除外

特定化学物質としての規制の対象となる作業と含有率 (特化則第2条の2)

- ◆リフラクトリーセラミックファイバーと、これを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物 (以下「リフラクトリーセラミックファイバー等」という) が対象
- ◆リフラクトリーセラミックファイバー等を製造し、または取り扱う作業 (以下「リフラクトリーセラミックファイバー製造・取扱作業」という) が規制の対象

適用除外作業

バインダーにより固形化された物その他のリフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんの発散を防止する処理が講じられた物を取り扱う業務 (当該物の切断、穿孔、研磨等のリフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんが発散するおそれのある業務を除く)

※ [容器・包装への表示] については、当該物であっても適用除外とならないことがあります。

発散抑制措置等 (特化則第5,7,8,29,30,32,33,34の2,35条) (安衛則第85,86条及び別表第7)

リフラクトリーセラミックファイバー製造・取扱作業について、リフラクトリーセラミックファイバーなどから発散する粉じんが労働者がさらされること(ばく露)を防止するため、次の措置をとることが必要です。

- 1 対象物の粉じんが発散する屋内作業場での発散抑制措置
- 2 局所排気装置及びプッシュプル型換気装置の性能要件、点検、届出等

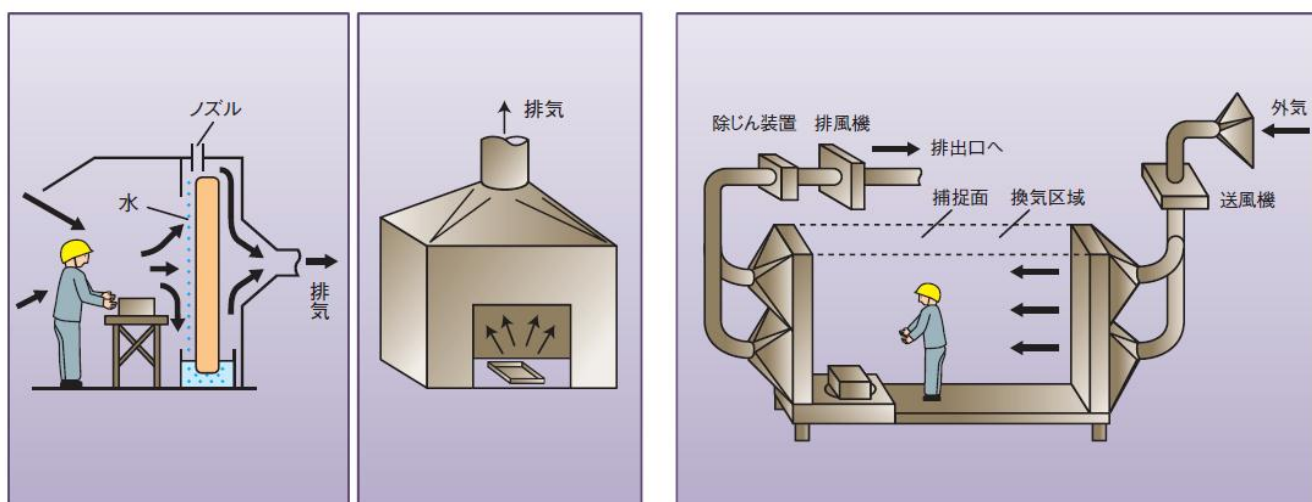
1. 対象物の粉じんが発散する屋内作業場 (特化則第5条)

- ① 発散源を密閉する設備、局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設けること
- ② ①の措置が著しく困難なとき、または臨時の作業を行うときは、全体換気装置を設ける等労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講じること

2. 局所排気装置及びプッシュプル型換気装置の要件、点検、届出等

- ① 構造、性能等について一定の要件を満たす必要があること(特化則第7,8条)
(局所排気装置の抑制濃度は、リフラクトリーセラミックファイバー $5\mu\text{m}$ 以上の繊維として $0.3\text{f}/\text{cm}^3$)
※粉じん障害防止規則で定める制御風速を下限とし、当該制御風速においてリフラクトリーセラミックファイバーの濃度が抑制濃度を上回った場合は、抑制濃度以下になるまで性能を高めるものとする。
- ② 定期自主検査、点検を行うこと(特化則第29,30,32,33,34の2,35条)
- ③ 設置計画の届出(安衛則第85,86条と別表第7)
(設置・移転・変更しようとする日の30日以上前に届出が必要)

※ 2-③以外は**平成28年11月1日から義務化**。ただし、平成27年11月1日～平成28年10月31日に製造・取扱い設備を新設する場合は、新設する時点から。2-③の届出は、発散抑制設備を**平成28年1月31日**までに設置・移転・変更しようとする場合は不要



局所排気装置(囲い式)の例

プッシュプル型換気装置(開放式・水平流)の例